

各会派殿

## 東京都受動喫煙防止条例 委員会採択に対する声明

本日、東京都議会厚生委員会にて、賛成多数で「東京都受動喫煙防止条例」が採択されました。この条例案の問題点を指摘し続けてきたにもかかわらず、私どもの訴えを一切考慮いただくことのない形で本会議への議決を求めたことに強い憤りを表明します。

私たちは、決して受動喫煙防止の取組み自体に反対するものではなく、同取組みを推進していくことは大変重要であると認識しています。しかし、4月20日に唐突に発表された骨子案は、私たちには到底承服できない内容となっており、同時に、昨年9月の基本的な考え方が示された際の反対意見が上回ったパブコメ結果に加え、まったく新たな設計での立て付けにも関わらず、本骨子案では「パブコメ」さえも実施されませんでした。小池知事が熱く語られた都民に寄り添った、開かれた都政と本当に言えるのでしょうか？

私どもは、たばこを吸われるお客様、吸われないお客様、事業者全てが納得できるよう窮状を訴えて参りましたが、この間の意見には一切耳を傾けてもらえず、結果、修正がないまま上程され、そして本日委員会にて採択されたことは遺憾に堪えません。

私どもの組合員店舗は大半が狭小店舗です。原則屋内禁煙で喫煙専用室の設置しか認められない内容では、スペースの問題で喫煙室の設置ができず、お客様のニーズにお応えすることができなくなります。実際に禁煙にした飲食店では売上が減少した店舗が実在しており、零細な事業者である私たちは深刻な売上影響を被り、最悪の場合、廃業にまで追い込まれます。また、国と都のダブルスタンダードにより、近隣県に近い繁華街の飲食店では近隣県へお客様が逃避されること、国では100㎡以下の飲食店における加熱式たばこの扱いについて対象外になっているが、都条例案では、面積に関わらず従業員が一人でもいれば、加熱式専用室を整備しなくてはならないことから、事実上禁煙とせざるを得なくなり、知事が言われた「国と同様の扱いとした」とは、決して理解できるものではありません。よって、現場実態からは大きな国との違いが生じているものとあらためて申し添えます。

私たちは、生活をする意味でも、これからもお客様のニーズをしっかりと掌握し、後継者の育成とともに、永続的に事業を続けていかなければなりません。

条例上程以降、私どもの質問等に対し、条例内容をしっかりと把握されているのか疑義を抱かざるを得ない一部の都議もおられ、本当にすべての都議が本条例の内容を理解されているのか、未だに疑問を抱いているのが現状です。今回の条例による上乗せ、横出しによる現場への大きな影響、複雑化により及ぼされる混乱等、すべての都議がしっかりと認識され、今後、私ども組合員の不安の声にも自覚、責任を持って誠実にご対応いただくとともに、それらの質問等に対しては、正確、明瞭に疑義が生じないお答えをお願いいたします。

それらに対する対応如何によっては、都議資質を問わざるを得ないと同時に、今後、私どもとして、都議会、都政との連携のあり方についても、組合員の意見も十分聞きながら検討せざるを得ないことを、ここに表明いたします。

あらためて都議の皆様におかれては、地域や飲食店の実態等をしっかりと受け止め、良識あるご判断を下されることを切に期待します。

同時に私たちは引き続き多くの皆様のご賛同を得られるよう、さまざまな機会を捉えて窮状を訴え、取り組んでいく所存です。引き続き、ご理解賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

平成30年6月25日

住所：東京都渋谷区広尾5丁目7-1  
団体名：東京都生活衛生同業組合連合会  
代表者職氏名：会長 金内 光信

※各会派におかれましては、全議員に対し、本書面の配布もしくは回覧等いただけますようよろしくお願い申し上げます。